

西条市農業委員会 令和4年度 第4回総会 議事録

1. 日 時 令和4年7月5日（月） 午後2時00分から午後3時00分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 23名 欠席者 1名 出席率 95.7%
推進委員 出席者 28名 欠席者 2名 出席率 93.3%

○農業委員出席者氏名

会 長 8番 加藤 茂

会長代理 12番 渡邊 敏昭

委 員	1番	越智 一志	10番	長谷川孝師	19番	曾我 照一
	2番	明比 典正	11番	栗田 房信	20番	越智 栄二
	3番	徳増 靖記	13番	川上 義則	21番	越智 信仁
	4番	一色 達夫	14番	山田 好一	22番	戸田 博明
	5番	高橋 豊重	15番	村上 繁敏	24番	高橋 忠親
	6番	西原 昇	16番	武田 喜義		
	7番	高木キクミ	17番	伊藤 健一		
	9番	井上 雅貴	18番	青野 武		

○欠席者氏名

23番 真鍋 美鈴

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	12番	森田 忠成	23番	山内 信政
	2番	一色 信之	13番	一色 和成	24番	大西 宗次郎
	3番	石川 孝幸	14番	武方 謙一	25番	佐々木 則幸
	4番	加藤 武司	15番	武田 義臣	26番	越智 勝邦
	5番	伊藤 正夫	16番	鈴木 伸二	27番	玉井 隆志
	7番	日野 哲也	17番	垂水 久明	28番	桑原 俊樹
	8番	宮武 恭宏	18番	山内 強	29番	曾我 敏数
	9番	岡本 省三	19番	黒川 俊彰	30番	今井 文雄
	10番	安藤 英利	20番	高橋 正		
	11番	篠森 均	22番	永井 和俊		

○欠席者氏名

6番 伊藤 龍二 21番 高橋 寿夫

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可及び農地法第5条の規定による許可申請書
に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第5号 農地法第4条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について

議案第6号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について

議案第7号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について

議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第9号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋修平 東予分室長 渡邊賢一郎

事務局次長 田口剛洋

事務局主査 渡邊龍也 事務局主任 宇佐美紀興

7. 議事内容

事務局 | ただ今から、令和4年度 第4回西条市農業委員会 総会を
開会いたします。

皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

まず初めに、6月30日に開催されました一般社団法人 愛媛県農業
会議通常総会におきまして、永年勤続農業委員として、西原 昇
委員、渡邊敏昭委員が愛媛県農業会議会長表彰を受けられました。
両委員は都合で表彰式に出席できませんでしたので、本日、加藤会
長から表彰状を授与していただきます。

西原委員、渡邊委員は前にお進みください。

【会長から表彰状と記念品を授与】

西原委員、渡邊委員は席にお戻りください。

以上で表彰式を終わります。

それでは、加藤会長がご挨拶を申し上げます。

会 長	【会長挨拶】
事務局	それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしくお願いいたします。 【会長、議長席に着く】
議 長	それでは、ただ今から、令和４年度 第４回西条市農業委員会 総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。 【議事録署名人及び書記の指名】
議 長	まず、議事録署名人の指名をいたします。 高木キクミ委員、井上雅貴委員の両委員にお願いいたします。 欠席届が農業委員の２３番 真鍋美鈴委員、推進委員の６番 伊藤龍二委員、２１番 高橋寿夫委員から出ております。ただいまの出席農業委員数は、２３名であります。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。 書記については、事務局の渡邊、宇佐美の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。 <u>農地法第３条 関係</u>
議 長	議案書、３ページ、議案第１号、農地法 第３条の規定による許可申請について、を議題といたします。 議案内容について、事務局から説明いたします。
事務局	事務局の田口です。 ４ページをお願いいたします。 １５号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする再申請であります。なお本申請は、令和４年度第２回総会にて審議した案件ですが、現況が農地として管理されていないため、保留にしておりましたが、令和４年６月３日に、担当委員及び事務局による現地確認の結果、解消されていたことを確認しました。

29号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

30号は、〇〇の〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

31号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

32号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

33号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

34号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

35号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

36号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

37号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

38号は、〇〇の〇〇氏が、借地の購入のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

以上、11件、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 以上、11件であります。15号から順次ご意見を伺いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

地区委員 15号 問題ありません。
29号 問題ありません。
30号 問題ありません。
31号 問題ありません。
32号 問題ありません。
33号 問題ありません。
34号、35号 問題ありません。
36号 問題ありません。
37号 問題ありません。
38号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。
他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上11件を原案どおり許可することといたします。

農地法第3条及び農地法第5条関係

議 長 次に、7ページ、第2号 農地法第3条の規定による許可及び農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について、両者を一括議題といたします。
議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 8ページをお願いいたします。
農地法第3条について、
39号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏の農地について、区分地上権を設定しようとする申請であります。
40号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏の農地について、区分地上権を設定しようとする申請であります。
農地法5条について、
39号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、営農型太陽光発電施設を設置しようとするものであり、設備の支柱分の面積0.37㎡について、3年間の一時転用をしようとする申請でございます。
40号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、営農型太陽光発電施設を設置しようとするものであり、設備の支柱分の面積0.39㎡について、3年間の一時転用をしようとする申請でございます。
なお、39号及び40号とも営農型太陽光施設の下部で栽培される農作物は青パパイヤです。
以上4件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 以上4件であります。地元委員さんよりご意見・ご異議等を伺いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

地区委員 39号 問題ありません。
40号 問題ありません。

議 長	他に、ご意見・ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし。
議 長	ありがとうございます。 「異議なし」ということでありますので、以上2件を原案どおり許可することとし、2件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。
	<u>農地法第4条関係</u>
議 長	次に、10ページ、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。 議案内容を事務局から説明いたします。
事務局	11ページをお願いいたします。 5号は、〇〇の〇〇氏が、自己住宅を建設しようとする申請でございます。 6号は、〇〇の〇〇氏が、社務所及び社を建設しようとする申請でございます。本件は、申請人が友人に勧められ、平成26年11月に農地法の許可なく当該地に社務所及び社を建設しました。その後、平成28年には場整備事業と関連がある場所であったことから、違反転用であることが判明し、今回、農地法の許可を受けるものです。 申請人からは、「これからは農地法を遵守します」との始末書が提出されております。 7号は、〇〇の株式会社〇〇が、営農型太陽光発電施設を設置しようとするものであり、設備の支柱分の面積0.36㎡について、10年間の一時転用をしようとする申請でございます。 なお、担い手が所有している農地又は利用権等を設定している農地で、当該担い手が下部農地で営農を行う場合は、本来3年である一時転用期間を10年以内の一時転用期間に延長できることとなっております。申請人は認定農業者であることから、一時転用期間を3年から10年に延長しております。 営農型太陽光施設の下部で栽培される農作物は青パパイヤです。 以上3件、ご審議よろしくをお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。

	以上、3件でありますが、5号から順次ご意見等をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。
地区委員	5号 問題ありません。 6号 問題ありません。 7号 問題ありません。
議 長	他に、ご意見、ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし。
議 長	ありがとうございます。 「異議なし」ということでありますので、以上3件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。
	<u>農地法第5条関係</u>
議 長	次に、12ページ、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について、を議題といたします。 まず、44号について審議いたします。 当案件について、〇〇委員は、申請者にあたり、農業委員会法第31条、議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。 (〇〇委員 退場) 議案内容を事務局から説明いたします。
事務局	44号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、建売住宅3棟を建設しようとする申請でございます。 以上、1件ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	以上、1件であります。地元委員さんからご意見・ご異議等伺いたいと思います。
地区委員	44号 問題ありません。
議 長	他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同	異議なし。
議 長	ありがとうございます。 「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。 以上で、〇〇委員に関する案件は終了しましたので、入室を認めます。〇〇委員、お入りください。 (〇〇委員 入場) 審議を再開いたします。 残りの15件について、事務局から説明いたします。
事務局	43号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。 45号は、申請人が書類不備への対応ができていないため、書類整備ができ次第、8月以降の総会にお諮りいたしますので、ご了承ください。 46号は、〇〇の〇〇株式会社が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、露天資材置場及び露天駐車場に転用しようとする申請でございます。 47号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、事務所兼倉庫を建設しようとする申請でございます。 本件は、譲渡人の父親が平成15年頃、農地法の手続きをすることなく当該地に農業用倉庫を建築し使用しておりました。平成27年1月4日に父親が亡くなり、相続を受けました。 譲渡人からは、「以後このような違反行為のないよう農地法を遵守いたします」との始末書が提出されております。 48号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、貸露天駐車場に転用しようとする申請でございます。 49号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、宅地分譲に転用しようとする申請でございます。 50号は、〇〇の〇〇氏外1名が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅に転用しようとする申請でございます。 51号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。 52号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅に転用しようとする申請でございます。 申請地は、譲渡人が昭和59年に農地転用許可を受け、平成16

年に取り消しの手続きを行っていましたが、その後、農地法の手続きをすることなく当該地に自社の土建業の土砂置場として使用し、土建業を辞めた後もそのままにしていました。今回、当該土地を住宅に転用したいという話があり調査したところ、違反転用であることが発覚しました。

譲渡人からは、「これからは法律を順守します」との始末書が提出されております。

53号は、〇〇の〇〇株式会社が、〇〇の〇〇外5名から所有権移転を受け、倉庫を建設しようとする申請でございます。

54号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏外1名から所有権移転を受け、建売住宅3棟を建設しようとする申請でございます。

55号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

56号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

41号及び42号は、5月6日の第2回総会で、第5条転用事業計画変更で営農型太陽光発電施設について、施工完了後に事務局が現地確認を行ったところ、事業計画の支柱数と完成後の支柱数が〇〇株式会社の支柱数が計画よりも12本増、また株式会社〇〇の支柱数も同様に計画よりも2本増となっていたことから、申請人が営農型太陽光発電設備に係る構造計算をやり直し、支柱分の一時転用面積を変更することで、総会で事業計画変更承認を受け、県に進達しました。

今回、県の指導により下部の支柱の一時転用面積が変更となっており、5条許可の承認も必要であることから、ご意見を頂くこととなりました。

以上14件、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 以上、45号の保留を除いて14件であります。43号から順次ご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

地区委員 43号 問題ありません。
46号 問題ありません。
47号、48号、49号 問題ありません。
50号 問題ありません。
51号 問題ありません。
52号 問題ありません。
53号 問題ありません。
54号 問題ありません。

	55号 問題ありません。 56号 問題ありません。 41号、42号 問題ありません。
議 長	他に、ご意見・ご異議等ございませんか。
高橋豊重委員	41号及び42号の太陽光発電施設の申請で承認されました。どのくらいの期間で施工・完了させなければならないのか。期限の設定はあるのか。
事務局	転用許可後、1年以内に工事をする計画でない場合は、転用許可はできない。1年以内に着工するということであれば転用許可は可能である。
高橋豊重委員	担当地区内に同様な事例があり、転用許可後、1年以上経過していると思う。1年経過しているかどうかは誰が確認するのか。ルールがあれば教えて頂きたい。
事務局	愛媛県に提出報告する様式があります。転用許可後の工事進捗状況報告書という報告がある。報告対象となるのは全ての転用案件ではなく、太陽光発電施設でいうと転用面積が1,000㎡を超えるものとなっている。営農型太陽光施設の場合は、転用面積関係なく工事進捗状況報告書の提出が必要である。
議 長	41号及び42号の設置時期はいつ頃なのか。
事務局	設置時期は不明であるが、工事進捗状況報告書が提出されてから1週間後に現地確認している。
議 長	議案書の案件については、工事進捗状況報告書の提出により、現地確認を行ったということか。
事務局	その通りであり、現地を確認したところ、支柱の本数が変わっていた。
議 長	営農型太陽光発電施設は、支柱の本数を確認しているが、営農型以外の一般の太陽光発電施設はパネルの枚数等を確認したりすることはあるのか。

事務局	報告書の提出が必要な転用については、現地在計画通り施工できているかを現地確認し、計画通りできていない場合は、計画変更又は取消しを行っている。 進捗状況報告書の提出が1回目、転用許可後3カ月目、2回目が1年後となっている。それ以降は、完了するまで報告書の提出が必要となっている。
高橋豊重委員	自身の転用案件については、もう少し調べた上で、事務局に個別相談させて頂く。 転用許可後1年以上経過していると思うが、パネルや支柱は設置されていない。会社に対しては、直接指導をしたことがある。指導については、農業委員にも権限があるのか。行政に指導をお願いした方がいいのか。
事務局	工事の進捗状況が遅延していることが判明した事案については、速やかに事業計画どおり事業を行うべき旨を文書により指導することとし、その指導に従わない場合には、事業計画どおり事業を行うべき旨及び行わない場合には許可処分を取り消すことがある旨を勧告することとなる。
加藤武司委員	議長、45号について状況報告することは可能ですか。
議 長	書類不備であることから次回以降で審議して頂きたい。
一色達夫委員	許可になり得ない内容の申請が議案書に提案されることがあってはならないと思う。事務局のチェック体制はどうなっているのか。
議 長	議案書の書類作成の日程が決まっていることや、その後提出されていない書類が総会までには提出されることを持って対応している場合がある
一色達夫委員	開発業者には、書類の提出期限を明確に知らせているからには、厳正に対応しなければならない。総会の当日までに書類を整えることでの対応があってはならないと思う。
桑原俊樹委員	書類が整っていないのであれば、議案書に掲載してはならないと思う。資料に掲載したまま保留ではなく、資料を差し替えた上で、申請自体を削除すべきであると思う。

議 長	事務局には、先程の意見どおり、資料の差し替えで対応をお願いしたい。
事務局	そのとおりの対応とする。
<u>第4条転用事業計画変更関係</u>	
議 長	次に、17ページ、議案第5号、農地法第4条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について、を議題といたします。 議案内容を事務局から説明いたします。
事務局	18ページをお願いいたします。 1号は、〇〇の〇〇氏が、平成31年3月総会にてご審議いただき、進達・許可された案件であります。事務局が転用後の現地確認を行ったところ、転用許可を受けた土地の一部について、許可なく倉庫を建築し、太陽光発電施設を転用計画どおりに設置していない状態でした。現状、一部（555㎡）を太陽光発電施設に転用し、残りを農地（411㎡）として利用しており、転用許可を受けた一筆の一部を農地として利用するため一部を取り消す場合には、原則として分筆を行った上で取消願の提出をし、取り消さない部分の転用計画の変更の承認を受ける必要があるため、計画変更承認を受けようとするものです。 本件に関連する4条取消願については、議案書51ページに掲載しております。 なお、申請人からは、太陽光発電施設設置の許可を受けており、倉庫の屋根に発電施設を設置すれば問題ないと思い、十分な調査を行わず、関係法令を十分理解していなかったことが原因であり、「今後は法令を十分調査するとともに、農地法等の関係法令を遵守し、再びこのようなことが起こらないようにします」との始末書が提出されております。 以上1件、ご審議よろしくをお願いいたします。
地区委員	1号 問題ありません。
議 長	他に、ご意見・ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、
以上1件を原案どおり承認することとし、知事へ進達いたします。

第5条転用事業計画変更関係

議 長 次に、19ページ、議案第6号、農地法第5条に係る転用事業計
画変更に対する意見の決定について、を議題といたします。
議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 ページ数に誤りがありましたので、訂正をお願いします。
18ページとありますが、正しくは20ページですので、お詫び
いたします。
20ページをお願いいたします。
4号は、〇〇の株式会社〇〇が、令和3年11月総会にてご審議
いただき、進達・許可された案件であります。当初、県道から当
該申請地に進入する計画でしたが、県道から進入路の取り付け道と
しての道路工事承認が得られないことから、進入路を市道側からの
取り付けに変更することにより、区画数を3区画から2区画へ変更
し、計画変更承認を受けようとするものでございます。
以上1件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 以上1件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。

事務局 4号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり
承認することとし、知事へ進達いたします。

農業振興地域整備計画変更関係

議 長 次に、21ページ、議案第7号、農業振興地域整備計画変更に対
する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局

22ページをお願いします。

今月の申請件数が増えている経緯について、ご説明いたします。

現在、国において国営かんがい排水事業道前道後用水地区3期着工手続きのための詳細設計及び法手続きを令和5年7月までの予定として行っており、令和5年8月の計画確定後以後は受益地内での農振農用地内での受益地除外・農地転用は一定期間できなくなることから、農振除外の申請件数が増えています。

4号、位置見取図は24ページで、〇〇の〇〇氏が、現在、賃貸住宅に住んでいますが、子供の成長とともに住宅が手狭になってきたことから、両親の住居近くに自己住宅を建設するため、農用地区域から除外しようとする申請でございます。

5号、位置見取図は25ページで、〇〇の〇〇氏が、現在、賃貸住宅に住んでいますが、子供の成長とともに住宅が手狭になってきたことから、両親の住居近くに自己住宅を建設するため、農用地区域から除外しようとする申請でございます。

6号、位置見取図は26ページで、違反転用是正のための申請で、〇〇の〇〇氏が、現在、同地区で農業を営んでおり、農機具等を保管する場所が必要となり、農業用倉庫を建設するため、農用地区域から農業用施設用地に計画変更しようとする申請でございます。

7号、位置見取図は27ページで、〇〇の〇〇氏が、現在、賃貸住宅に住んでいますが、子供の成長とともに住宅が手狭になってきたことから、妻の両親の住居近くに自己住宅を建設するため、農用地区域から除外しようとする申請でございます。

8号、位置見取図は28ページで、〇〇の〇〇氏が、現在、建具屋を営んでいますが、市道の道路改良工事のため敷地の一部が道路となるため、経営を継続するためにも現在経営している場所の隣接地に移転するため、農用地区域から除外しようとする申請でございます。

9号、位置見取図は29ページで、違反転用是正のための申請で、〇〇の〇〇氏が、現在、同地区で農業を営んでおり、農機具等を保管する場所が必要となり、農業用倉庫を建設するため、農用地区域から農業用施設用地に計画変更しようとする申請でございます。

10号、位置見取図は30ページで、〇〇の〇〇が、近隣の優良農地と一体的に利用するため、農用地区域への編入をしようとする申請でございます。

以上7件、ご審議よろしく願いいたします。

地区委員	4号 問題ありません。 5号、6号、7号 問題ありません。 8号 問題ありません。 9号 問題ありません。 10号 問題ありません。
議 長	他に、ご意見・ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし。
議 長	「異議なし」ということでありますので、以上7件を原案どおり承認することといたします。
<u>相続税の納税猶予適格者証明願関係</u>	
議 長	31ページ、議案第8号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の交付について、を議題といたします。 議案内容を事務局から説明いたします。
事務局	32ページをお願いします。 3号は、〇〇の〇〇氏が、農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地1筆につきまして、農業経営を開始し、農地も適正に耕作されております。 以上1件、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	以上1件であります。地区委員さんにご意見を伺いたいと思います。
地区委員	農地を確認したところ、稲作をしておりましたので、問題ないと思います。
議 長	他に、ご意見・ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし。
議 長	「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することといたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

議 長 次に、３３ページ、議案第９号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 まず、資料の差し替えのご説明をさせていただきます。
申請人の都合により、議案書４６ページ、申請番号４０７８号の取り下げとなっております。そのため、２ページ及び３５ページが差し替えとなっております。
それでは、ご説明させていただきます。
３５ページをお願いいたします。
件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。
詳細につきましては、議案書３６ページから４８ページとなっております。
農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、８２件、面積は、**２２万７，５４６．８５㎡**となっております。そのうち、所有権移転は、５件、面積は、**１万２，６０４㎡**となっております。
以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 以上のような内容ですが、よろしくご審議をお願いいたします。
委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 「異議なし」ということでありますので、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

報告承認案件

議 長 次に、５０ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。
令和４年５月１４日から、令和４年６月１５日までの受付期間中に、

農地法第18条第6項、解約通知を19件、4条取消願1件、農地バンク農地登録1件で、利用権設定の36ページ、1231号の申請にあった、貸主が借り手の〇〇氏から登録に係る承諾を得た上で登録しております。農地バンク利用登録1件、受理いたしました。ご了承をお願いします。

議 長

何かご意見等ございませんでしょうか。

無いようですので、以上で報告承認案件を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

この後、研修会を開催しますので、以上で総会を閉じます。

慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第3条の規定による許可及び農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農地法第4条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第7号	農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第8号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	原案承認
議案第9号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和4年7月5日 午後3時00分